

一般社団法人一宮青年会議所役員選出規程

第1章 総則

第1条 本規程は、役員選出に必要な規定を定めたものである。

第2章 理事長候補者、監事候補者選考委員会

第2条 理事長候補者および監事候補者を選考するために、理事長候補者、監事候補者選考委員会（以下「選考委員会」と称する）を置く。

第3条 選考委員会は、定員11人とし、委員長は当該年度理事長がこれにあたり委員には次にかかる順序にしたがい10人を決定する。ただし会費が完納されていない者は除く。

- (1) 当該年度副理事長
- (2) 正会員である理事長経験者
- (3) 当該年度理事

ただし、(3)に該当する理事は理事会において選出する。

第4条 選考委員の任期は、8月開催される臨時総会をもって終了する。ただし、必要が生じた場合は、理事会の決議により、任期を延長することができる。

第5条 選考委員会は、7月5日までに、理事長候補者を選考し、本人の承諾を得て、すみやかに会員に報告しなければならない。なお、理事長候補者は、次の各号の条件を満す正会員とする。

- (1) 当該年度を含む副理事長経験者
- (2) 当該年度を含む役員経験2回以上
- (3) 次年度正会員の資格を有する者

ただし、会費が完納されていない者は、理事長候補者の資格を有しない。

第6条 選考委員会は、7月5日までに、監事候補者を選考し速やかに、会員に報告しなければならない。なお、監事候補者は、次の各号の条件を満す正会員とする。

- (1) 当該年度を含む役員経験2回以上
- (2) 次年度正会員の資格を有する者

なお、会費が完納されていない者は、監事候補者の資格を有しない。

第7条 委員長は選考委員会の議事を整理し、委員会を代表して、選考および執行についてその責に任ずる。

第8条 選考委員会は、選考に際して、候補者の人格、活動状況および会員としての義務に違反していないかを充分に検討し、公正中立な見地から最高の候補者を選考するよう努めなければならない。

第9条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、その議事は出席した委員の3分の2以上の賛成をもってこれを決する。

第10条 選考された監事候補者は、原則として辞退することができない。

第3章 選挙管理委員会

第11条 理事候補者を選挙により選出するため、その選挙の管理および執行を行なうために、選挙管理委員会（以下「管理委員会」と称する）を置く。

第12条 管理委員会は、委員長1人、委員4人の定員5人として、理事会構成員2人と当該年度の6月30日の現在正会員であって、在籍2年以上（当該年度含まず）前年度年間出席率65%以上の正会員のうちから3人を当該年度理事長が理事会の承認を得て、毎年7月5日までに指名する。ただし、会費が完納されていない者は除く。

2. 管理委員会の委員長は、理事長が指名する。
3. 委員の欠員を生じたときは、その補充は前項に準ずる。

第13条 管理委員の任期は4ヶ月とする。

第14条 管理委員会は、委員の5分の4以上の出席により成立し、その議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもってこれを決する。

第15条 委員長は、管理委員会の議事を整理し、委員会を代表して選挙の管理および執行に関してその責に任ずる。

第4章 理事候補者選挙

第16条 理事長候補者を除く理事候補者の選出については、6月30日現在の正会員数の5%（整数）の理事候補者を、正会員（会費が完納されていない者を除く）の直接選挙により選出する。

2. 選挙人たる正会員とは縦覧最終日現在、正会員の資格を有する者とする。ただし、6月30日現在、会費が完納されていない者を除く。
3. 理事候補者の総数は、理事候補者選挙の確定するまでに理事長候補者がこれを決定する。

第17条 理事候補者の被選挙権者は、次の各号の条件を満たす者とする。

- (1) 当該年度を除く在籍2年以上の正会員
ただし、在籍2年未満の者で、理事経験者はこの限りにあらず。
- (2) 前年度年間出席率が50%以上の者

第18条 理事候補者の被選挙権者の内、次の各号に該当する者は除く。

- (1) 当該年度を含む理事長経験者
- (2) 当該年度を含む2年連続役員の地位にある者

- (3) 当該年度を含む過去において3回以上理事の地位にあった者
- (4) 次年度理事長および監事に選考された者
- (5) 次年度において正会員資格を有しない者
- (6) 会費を完納していない者

第19条 管理委員会は、正会員の資格を調査し、選挙人および被選挙人名簿を作成した後、
7月12日までに5日間本会議所に備え付けて正会員の縦覧に供しなければならない。

第20条 前条の名簿に脱漏又は誤載がある場合は、正会員において縦覧期間内に理由を記載した文書を以って管理委員会に異議を申立てができる。異議申立があった場合、管理委員会は、速やかにこれを調査し、異議を認めた場合選挙人名簿および被選挙人名簿への追加あるいは校正を異議申し出より5日以内に行いかつ延滞なくその決定を告知しなければならない。ただし、縦覧期間経過後の異議申し出は認めない。

第21条 管理委員会は被選挙人名簿を選挙執行日の5日前までに到達するよう正会員に交付もしくは送付しなければならない。

第22条 投票は、正会員1人につき1票、選挙すべき理事候補者の数だけ連記無記名投票で行う。

- 2. 投票は、指定された日時に、管理委員会委員1人以上の立会のもとに、本会議所で行う。
- 3. 投票の日時は、1日以上連続した3日間以内とし、管理委員会が決定する。
- 4. 投票の有効、無効は管理委員会に一任する。

第23条 開票は、管理委員会および監事の立合いの上これを行なわなければならない。

第24条 得票多数の上位者をもって当選者とし、最低位同得票の場合は、JC在籍年数の多い者を当選者とし、JC在籍年数が同じ者の間では年長の者を上位とする。

第25条 管理委員会は、当選者が確定したとき、延滞なく当選者の氏名を理事会および正会員に通知しなければならない。

第26条 選出された理事候補者は原則として辞退することができない。

第5章 理事候補者指名

第27条 理事長候補者は、理事候補者選挙により、その選挙当選者が確定した日から7日以内に残りの理事候補者を指名する。

第28条 理事長候補者は、選挙により選出された理事候補者を含めて全理事候補者中3分の1以上を役員未経験者から指名するよう、努めなければならない。

第29条 理事長候補者より指名される理事候補者は、次の各項に該当するものは除く。

- (1) 当該年度を含む3年連続役員の地位にある者
ただし、副理事長候補者はこの限りであらず
- (2) 次年度理事長候補者・監事候補者および理事候補者に選考または選出された者

- (3) 次年度において正会員資格のない者
- (4) 会費を完納していない者

第30条 理事長候補者は、理事候補者指名後ただちに選挙により選出された理事候補者および指名された理事候補者の全員の中から副理事長候補者3人以上5人以内を指名する。

第6章 報告、通知、承認

第31条 理事長候補者は指名された理事候補者および副理事長候補者の氏名を当該年度中を開催される総会の前までに、理事会に、報告しなければならない。

第32条 理事長は本規程の定めるところによって選考、選出および指名された理事候補者・監事候補者の氏名をすみやかに全会員に通知しなければならない。

第33条 理事長は、当該年度8月に開催される臨時総会において、選考、選出および指名された理事候補者・監事候補者を改めて報告するとともに理事候補者・監事候補者の選出に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

2. 理事候補者および監事候補者は、当該年度12月に開催される役員選出総会の決議を経て理事および監事に就任する。

第7章 雜則

第34条 管理委員および選考委員、管理委員会および選考委員会の評議内容を公表してはならない。

第35条 管理委員および選考委員は、役員に選出または指名されることを妨げない。

第36条 JCI、日本JC、地区協議会およびブロック協議会の役員ならびに、委員の派遣は、この規程によらず理事会において決定する。

第37条 前条の役員ならびに委員は、本会議所の役員を兼務することを妨げない。

第38条 役員候補者には、以下の者を選出することが出来ない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- (2) 一般社団法人および一般財団法人に関する法律、会社法に違反し、または民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法、破産法上の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

第39条 本規程の施行に関する細則は、理事会の議決を以って定める。

第40条 本規程の制定改廃は理事会において出席理事の3分の2以上の賛成をもって行う。

附則

1. 本規程は、昭和48年12月10日より施行する。
1. 本規程は、昭和49年2月14日改正。
1. 本規程は、昭和49年5月9日変更。
1. 本規程は、昭和54年5月15日改正。
1. 本規程は、昭和57年11月11日改正。
1. 本規程は、平成8年9月10日改正。
1. 本規程は、平成21年12月4日改正。
1. 本規程は、平成24年12月28日改正、平成25年1月4日より施行する。
1. 本規程は、平成25年12月20日改正、平成26年1月1日より施行する。